

# 米国教育使節団報告書の「日本化」に関する研究（2） —「機会均等」理念の実質化としての「定時制高校義務制」論と青年学校—

倉石 一郎

## 目次

- 1 はじめに
- 2 ノンエリート大衆向け中等教育への着眼：「機会均等」がはらむ矛盾という宿題
- 3 「日本化」のプロセス：第二特別委員会第二回「中間報告」の形成・審議過程
- 4 おわりに

## 1 はじめに

本稿は、『米国教育使節団報告書』（以下、断りがない限り 1946 年 3 月 31 日に連合国総司令部最高司令官に提出された、いわゆる「第一次」報告書を指す）にうたわれた日本教育改革の構想や具体的勧告が、その後の実際の教育改革プロセスにおいて日本側によってどのように血肉化されていったかを、『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録』を手がかりに考察しようとするものである。本稿の主題である「血肉化」とは、『米国教育使節団報告書』の内容の、改革のなかへの取り入れも無論ふくむが、単にそれだけにとどまらず、日本側による深読み、再文脈化、あるいは歪曲、無効化といったベクトルの異なるさまざまなもの行為をすべて含みこむものである。それらを総称する概念として、ダワー（1999=2001）、古関（2009）らにならって「日本化 Japanizing」を用いることとする（倉石 2007b）。

筆者はこれまでに、米国教育使節団報告書を米日両サイド間のコミュニケーションの連鎖の中に置いて解読する必要性を提起してきた（倉石 2007a）。なぜならこのドキュメントは単なる事実のレポートではなく、その中軸に「勧告 recommendation」という言語行為をおいたことで、他者に語りかけ、その応答を迫り、行動を促していたからである。本稿の「日本化」というテーマも、このコミュニケーションの連鎖を精緻に読み解こうとする作業から浮上したもの

のである。さらに留意すべきなのは、米国教育使節団報告書自身が、自らが「日本化」されることを後世に促している点である。（53）節には次のように述べられている。「日本の教育者たちだけが、以上の任務を実行に移すことができる。他国の教育制度は手引きとしては役に立つかかもしれない、つまりそれは、隸属性に模倣できるようなものではないということだ。」

さてそうした関心からすると、『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録』の検討作業はことのほか魅力的な作業に思えてくる。なぜならば教育刷新委員会（審議会）設置こそ、米国教育使節団が 1946 年 3 月 31 日に帰国際に残した報告書を受けて、日本側が起こしたもっとも顕著なアクションであったからにほかならないからだ。いわば米国教育使節団が投げたボール（報告書）を、まず最初に打ち返したのが教育刷新委員会（審議会）であったわけだ。使節団を迎えた日本側教育家委員会メンバーのうち、少なくない者が教育刷新委員会委員に選任されていることも、この筆者の位置づけを補強するものと思われる。

以上のような観点から本稿では、『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録』のなかから特に、青年学校や実業学校を中心とするノンエリート大衆向け中等教育のあり方を議論した部分に注目する。米国教育使節団報告書が掲げた「機会均等」理念の中に、制度論的矛盾がはらまれていたことに自覚的であった委員たちが、その矛盾を乗り越えようとする「日本化」の積極的な試みを行ったことを、高等学校定時制課程の義務制を打ち出した同委員会第二特別委員会による第二回「中間報告」作成と審議過程から確認していきたい。ダワー・古関の呈示する「日本化」概念にはなお、改革を骨抜きにしようとする「反動」イメージが貼り付いており、倉石（2007b）でもその

イメージの反復に終わっていた。しかし本稿で呈示しようとする像は必ずしもそれに収まりきらず、従来のイメージを覆すものとなるかもしれない。

## 2 ノンエリート大衆向け中等教育への着眼：「機会均等」がはらむ矛盾という宿題

米国教育使節団報告書に対する「日本化」の行為が日本側主体によってどのように推しすすめられたかを凝視するためには、同報告書に関するさまざまな政治的立場からの毀誉褒貶から距離を置き、同時に対象そのものとの間に妥当な距離関係を築かねばならない。そうしたときに有効と思われるのが、米国教育使節団報告書が果たしてどの程度の透視力をもって、日本のノンエリート大衆の教育を捉ええていたのかという視座である。

一国の教育の全体を俯瞰し、その課題を明らかにするとともに克服の道しるべを提示するという作業は、言うまでもなく途方もないことである。ましてそれが、文明圏をまったく異なる他国であれば尚更のことである。米国教育使節団報告書が手がけたのはまさにこの途方もない作業であったが、その「途方もなさ」そのものを云々するのではなく、他の国の教育の全体像を掴まるという作業の中でも最も困難を極めるところの、社会の最深部にうごめく大衆の情念や経験へのアプローチの成否をリトマス試験紙にしてみてはどうだろうか。そしてまた「日本化」を担った主体の側にとっても、米国教育使節団報告書のなかのノンエリート大衆の教育に言及した部分こそ、最もその腕を試される領域であっただろうと考えられる。つまり、そこにおいて米国教育使節団報告書のもつ射程と限界がはっきりと看取されるとともに、自らが手腕を発揮すべき「日本化」の広大な余地をそこに発見したに違いないからである。

それでは次に、米国教育使節団報告書のテクストに寄り添いながら、ノンエリート大衆向けの中等教育段階への着眼が、なぜ「日本化」を探る上において有効かを論じ進めていきたい。米国教育使節団報告書がノンエリート大衆の中等教育に言及している箇所は、そう多くない。あげられるのはたとえば、エリートとノンエリートの学校系統上の分化、いわゆる複線型システムに言及した（31）節である（以

下、米国教育使節団報告書の訳文は原則として、鈴木英一・古野博明・土持法一・三羽光彦・佐藤秀夫・矢治佑起・小野雅章・明神勲・寺崎昌男訳（1991）を引用し、下線を施して他と区別する）。

（31）日本の教育体制は、その編成やカリキュラム上の諸規定においてたとえそこに極端な国家主義や軍国主義が注入されなかったとしても、現代の教育理論に従い改革されて然るべきであったろう。その体制は19世紀的なパターンに基づいて極度に中央集権化され、大衆向け型の教育と特權的な少数者向けのもうひとつの型の教育とに別れていた。…その結果、社会の全階層に隠れている才能と能力という膨大な宝庫を犠牲にしてしまったのである。

この（31）節における複線型教育への一般的批判をさらに具体化したのが、（133）節における初等教育後の現行（敗戦時点）システムへの言及である。

（133）6か年の初等学校の後は、中学校の入学試験に受からなかった生徒のために、なお1・2年が付加されているので組織がいくらか複雑になっている。初等学校に続く現在の中学校は、同じタイプの次の段階の上級の学校に入学する生徒の要求に応ずるようになっている。

（133）節は高等小学校に言及したものだが、日本敗戦時点で、初等教育修了後のノンエリートを収容する義務制の教育機関として青年学校<sup>1</sup>が存在した。しかし米国教育使節団報告書には青年学校への正面からの言及はない。ただ、報告書第3章の原型をなしたと思われる『米国教育使節団第三委員会報告書——初等学校および中等学校における教育行政』には、

<sup>1</sup> 青年学校とは、尋常小学校卒業者を対象とする2年制の普通科および高等小学校卒業者を対象とする5年制（女子は3年制）の本科からなる、勤労青年を対象とした中等教育機関で、1935年、「青年学校令」に基づき制度化された。1939年より男子のみ義務化された。これにより、最大で7年間の就学となり、男子に限れば義務教育年限が19歳まで延長されることになった。ただしこの義務化の背景には、青年学校修了者の兵役期間短縮特典の廃止という事情があった。また青年学校は正規の学校体系の外に置かれ、社会教育機関として見なされていたことも見逃してはならない（尾形・長田 1967）。青年学校に関する通史的記述として、廣野（1992）がある。

次のように青年学校が言及されていた。「青年学校は不十分な建物、貧弱な計画、施設や指導性の不足が特徴である。われわれは青年学校が完全な規模の実業学校に発展することを提案する」(訳文は土持1991:312に拠った)。

ちなみにやや話は脇道にそれるが、米国教育使節団報告書には、学制（教育制度）との関連以外の文脈で、青年学校あるいは実業学校といった名指しはないものの、小学校卒業後上級学校に進学しない「85パーセント」のノンエリート大衆へのまとまった言及がみられる部分がある。意外にもその箇所は、ローマ字化問題で物議を醸した、第2章「国語改革」である。

(106) 漢字の読み取りに割り当てられる過大な時間数によって達成される成果は失望させるものである。小学校の卒業時でさえ、生徒は民主的な市民的投資に不可欠な言語能力を欠いているであろう。彼らは、現代の問題や思想を扱った書物を理解することができない。とりわけ、彼らは通常、卒業後に、読書を自己啓発の手軽な道具とする程十分に言語力を習得していない。しかも、日本の学校を訪問した者で、生徒が精神的に明敏で、著しく勤勉であることを疑う者は、一人もいないのである。

(107) 市民的資質としての基本的な義務を効果的に果たすために、個人は社会的諸問題に関わる事実についての簡単な記述の意味を理解しなければならない。彼はまた、卒業後に、自らが、自分自身の運命に影響を与えるいろいろな条件をひとつ一つ解決できるような、普通教育の諸要素も習得すべきである。もし児童が、小学校卒業前、そのような問題に着手することを怠れば、彼はめったに自分で着手する時間も見つけられないし、また着手しようとする気もおこらないであろう。日本の児童の85パーセントが、この時期に学校教育を終えてしまうのである。

複線型の袋小路によって上級学校への道を閉ざされた「85パーセント」への言及が、このように日本人

の言語問題にこと寄せてなされているのである。残念ながらその後の国語政策のなかに、こうした視点が活かされた形跡はない。そうであるがゆえにおさら、報告書のこの言葉は重いメッセージを現代に残しているのである。

それでは本筋に戻ろう。以上のような現状認識を踏まえ、報告書において結論的に示された方向性は、初等学校以降の学制に関する(134)および(135)節の「勧告」およびその意図について説明した(136)節に尽きている。

(134) 初等学校の上の次の3か年は、すべての少年少女のための「下級中等学校」を設けて、個々人の要求に応ずるに必要な調整をしつつ基本的にすべてのものに同じタイプのカリキュラムを提供することを勧告する。主要な目的は初等学校のそれと同様であるべきで、人格の発達、市民性、地域社会の生活に重点を置くべきである。この学校には、職業面を探求するような性質をもったなんらかの機会を導入すべきである。われわれは「下級中等学校」への就学は、3年間あるいは16歳に至るまで義務とすることを勧告する。

(135) 「下級中等学校」の上に、授業料無償で就学を希望するすべての者を開かれている3年制の「上級中等学校」を設けることをわれわれは勧告する。[...]これらの学校は、家事、農業および商・工業教育の課程と同様に高等教育諸機関及び大学への入学を準備するアカデミックな課程を含むべきである。

(136) この提案の意図することは、初等学校の卒業者を受け入れ、税金によって維持されるすべての学校は、単一の制度に統合したほうがよいのではないかということである。これらは、高等小学校・中学校・高等女学校・実業学校および青年学校さらに師範学校予科を含む。これらの諸学校が備えていた分化した諸機能は、延長・継続の教育施設も含め、中等学校のカリキュラムのなかに包含されるべきである。

中等教育に関する、以上の米国教育使節団の「勧告」から読み取れるのは次のことである。まず中等教育段階のうち前期 3 か年については義務制にする一方、後期 3 か年については「希望するすべての者」のみを収容し、非義務制とするとしている。他方、(31) 節および (136) 節にあるように、初等学校に引き続く 6 か年はあくまで「単一の制度に統合」すること、すなわち 15 歳から 18 歳までの年齢の者を収容する教育機関としては「上級中等学校」以外のいかなる存在も認めない単線型とすることが明言されている。報告書はこの二点をただ併記したのみで、この二つが組み合わさったとき、論理的に出来る事態については何ら考察していない。しかしこの組合せから生じる事態は、なかなか複雑にして困難な問題をはらんでいるように思われる。

と言うのも、たとえ仮に「上級中等学校」が勧告通りに無償で「希望者全員に開かれ」いても、それは単線型システムにおける唯一の教育機関である限り、そこに排除現象が発生してしまうのだ。無償であることは、自動的に全員就学には結びつかない。まず無償の意味内容が明確でなく、もし仮に授業料のみに無償が限定されるとすれば、学用品や通学にかかる費用等の負担能力の如何が問われることになる。そればかりでない。当時の社会背景を考えれば、15-18 歳という年齢段階であれば家庭の側は当然労働力としての効用を期待するはずであり、就学に伴う機会費用は莫大なものとなるだろう。上級学校への進学「希望」という概念自体が、既に階層化されたものと考えねばならないのだ（苅谷 2001）。したがって、このままでは「上級中等学校」は、こうした費用負担にたえうる経済層のみに開かれた制度となり、ノンエリート大衆ははじめから排除される恐れがある。とすれば、同じ報告書の (121) 節がうたっている機会均等原則（「教育の機会は、性別・人種・信条・皮膚の色のいかんに関わらず、個人の能力に応じて、すべての人に平等に与えられなければならない」）との整合性にも疑義が生じてくる。

以上が論理的に出来る困難な事態の概要であるが、これは米国教育使節団報告書が手つかずのまま「丸投げ」した宿題の一つであり、教育刷新委員会のメンバーはまさにそれと格闘することとなった。そ

れがもっとも鮮明に現れるのが、初期の教育刷新委員会の総会を舞台に激論の対象となった、15-18 歳の青年に対する教育義務化の問題である。その重要な背景となったのが、敗戦時点における 19 歳までの男子を対象とする義務教育機関としての、青年学校の存在である。青年学校と戦後教育改革をめぐっては、これまで、青年学校関係者の新制中学校制度誕生への寄与（赤塚 1978）や、定時制高校（高等学校定時制課程）制度との継承や断絶関係（大村 1989）などが指摘されてきたが、本稿のように教育刷新委員会が打ち出した「定時制高校の義務教育制」論との関わりを正面から論じたものはない<sup>2</sup>。

### 3 「日本化」のプロセス：第二特別委員会第二回「中間報告」の形成・審議過程

以下で用いる資料は、『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録』（日本近代教育史料研究会 1995, 1997a）のうち、委員会の開始から 1946（昭和 21）年いっぱいまでに開催された、総会（全 17 回）および下級学校体系を審議内容とする第二特別委員会（全 19 回）の会議録である。対象時期を 1946 年いっぱいに限定した理由は、本稿がもっとも注目する、パートタイムの「上級中等学校」の義務制をめぐる議論が、総会および第二特別委員会において活発に交わされたのがこの時期であること、同年 12 月 20 日開催の第 16 回総会での第二特別委員会第二回中間報告「採択」をもって一応この議論に一区切りがつけられたこと、である。なお以下同会議録からの引用は、総会からの場合「総 p. XX」、第二特別委員会からの場合「二 p. YY」と標記することにする。

上記の会議において議論が沸騰し最後までもつれたのが、米国教育使節団報告書がいうところの「下級中等学校」にひきつづく学校段階について、それを義務制とするか否かの問題であった。初等学校にひきつづく 3 か年については、報告書 (134) 節にうたわれた「勧告」どおりに義務制、男女共学のものとすることがスムーズに決定をみたのに対して、(135) 節で勧告された「上級中等学校」をめぐっては、委員会全体を二分するほどの激しい議論が交わ

<sup>2</sup> 蔽密に言えば、小林（1981）は本稿が試みたアプローチの先行例と言えるかもしれない。

されたのだった。それらの激論の多くは、のちに高等学校定時制課程として制度化される、パートタイムの「上級中等学校」義務化を盛り込んだ、第二特別委員会の第二回中間報告が総会にあげられた際に生じたものであった（第8、11、12、13、16回総会）。

### （1）審議経過

戸田貞三を主査とする第二特別委員会は、「下級学校体系」について造詣の深いと思われる委員から構成された委員会で、第4回総会時に9名のメンバーが指名を受けた。この委員会は独自に会合をもち、初等教育6年修了後の学制のあり方、すなわち米国教育使節団報告書にいう「下級中等学校」「上級中等学校」に相当する段階について審議を重ねた。その結果として第一回「中間報告」が最初にあげられたのが第8回総会である。

その報告は7項目からなり、新制の中学校のあり方にかかわるものであった。3ヶ月義務制、全日制、男女共学など米国教育使節団報告書の勧告が反映され、また「教育機会均等の趣旨を徹底させる為、国民学校初等科につづく学校としては、右の中学校のみとすること」（p.155）が確認されていた。この報告に対して目立った異論はまったく出されず、議論は自然と六・三の次の段階の学校のあり方へと移っていた。たとえばこの席で天野貞祐は次のように発言している。

「私は六・三の上は五年の学校を作つて、それを大学校と言つて、職業教育は總てそれでお終いにした方が宜い。本当に学問をする者は、純粹に学問研究をする人達は、その中の極く少数で宜い。沢山の人が学者になる訳じゃないのだから、少数の者は学問研究所を作つて、〔…〕国立研究所を作つて、そこで本当に学問をやる。職業に従事する者は三年の上の五年でお終いにしてしまうということはどういうものであろうか…」（総 pp. 170-171）。

この提案に対して、青年学校を代表する立場で参加していた牛山栄治がこう反駁している。

「私は六・三の三年の上に続くものを直ぐ大学とす

るということに付ては、到底考えられないことという風に強く反対の考をもっておるのでござります。〔…〕これから大多数の人間の教育となりましては、寧ろ私自身としては、義務制と等しい性格を取つて戴いて、学校を出れば直ぐ選挙権が貰える時代に、国民として卒業した場合に直ちに押しも押されもせぬ自主的な性格を持ち得る人間に教育するのであって、少数者の大学教育というものとも全然區別して、矢張り国民に百パーセントの教育をする時代にしたいと思っております」（総 p. 176）。

このように、議論の文脈も後期中等教育と高等教育の間を揺れ動いており、六・三に続く学校制度を論ずることの困難が早くもこの会議で予想される展開となっている。結局この問題については第二特別委員会での審議・報告を待つこととなり、議論が打ち切られた。

六・三に続く学校体系について、第二特別委員会の第二回中間報告がなされたのが第11回総会においてであり、この報告が大きな波紋を呼び起した。第11回では結論が出ず、12、13回総会でさらに継続審議となり、16回総会において第五特別委員会から別の「折衷案」<sup>3</sup>が提出されて審議の上採決となり、僅か一票差で第二特別委員会の案が可決されるという波乱の展開となったのである。

### （2）第二回中間報告第五項をめぐって

これほどの大問題となったのは、第二特別委員会の中間報告の第五項「男女十八才未満の者は一ヶ年一定時間の普通教育を受けるものとすること」であった。これについて主査の戸田貞三は第11回総会においてこう説明した。

「男女十八才未満の者は一ヶ年一定時間の普通教

<sup>3</sup> 総会の審議が暗礁に乗り上げるのを見かねた第五特別委員会メンバーが、第4回会議においてこの折衷案について審議している。それは、「満十八才未満の者の就学に関しては、一年に一定時間、その就学を履修者並に父兄に妨げることが出来ない」というやや消極的な内容のものであった（日本近代教育史料研究会 1997b:66）。第二特別委員会が「下級学校体系」を審議する場であったに対し、第五特別委員会は「上級学校体系」の議論の場であるという微妙な温度差が、こうした異なった提案を生んだのかもしれない。

育を受けるものとすること。簡単に申しますと、義務教育にしたい。義務教育にするためには、憲法の規定に依りまして普通教育に限られる。斯ういうことになって居ります。普通教育以外のこととは義務教育にならないから、普通教育を受ける部面だけ義務として課しても差支えない。斯ういうことに解釈を付けまして、高等学校に於て普通教育を受ける。其の部面を取つてこれを義務教育の中に加えたい。斯ういうことなんあります。もっと実際的の理由と致しましては、十五才迄は学校教育を受けると致しましても、十六才から十八才、これは非常に青年の動搖期でありまするが、斯ういう動搖期のものをしっかり家庭も教育出来ればよいが、多数のものはそうは参りません。学校という処から離れてしまう。家庭に於て注意が十分行きとどかない。殊に大都会に移住して来るものに対しては、親切にこれを世話する部面がないと困る。東京の先輩が余りよいことじゃない好しくないことを相当刺激するというようなことで、国民の教養の程度が一層悪くなるというようなことがあっては国家の為に好ましくない。義務にしなくとも生徒が来さえすればいいが、なかなかそうしないと雇傭者側の方で子供達を学校へ寄越さないだろう。そこで十八才迄のものは、丁度只今の青年学校でやって居りますと同様に、一ヶ月間何百時間必ず学校教育を受けなくちゃならない。斯ういうような方針を決めて戴きたい」（総 p. 235）。

この戸田による説明を少し補っておきたい。第二特別委員会の第二回中間報告の別項には、「高等学校には全日制のものと定時制のものとあること」とある。このうち定時制（パート・タイム）の方のみを義務制とする、というのが第五項の主張である。極めて分かりにくい提案であり、他の委員が困惑したのも無理からぬところであった。継続審議となつた第12回総会において再び戸田が、その趣旨を説明している。

「目的とするところは、要するにパートタイムの学校を義務制にする、パートタイム以外の学校は

義務制にしなくても勿論青少年が行く訳でありますから、そこでパートタイムの学校は、やはり義務制にしてそこへ子供を惹付けて置く、つまり、それが憲法の精神から見まして、普通教育が義務制ということになって居りますから、そこで普通教育をやらない部分に付ては義務制ということはちょっと言いにくいかも知れない。そこで、当然普通教育をやるパートタイムの学校は、勤労の方面では、是は特殊な技術教育を受けて居る。そこでそういう青少年に対して一番足らないものは、その勤労面を有力に活かして行く、普通教育的な教養はパートタイムの学校では最も重きを置かれるところで、そこでその部分を是非義務制にして戴きたい。こういう考え方なんです」（総 p. 276）。

このような第二特別委員会からの提案を後押ししたのは、先述のように敗戦時点での学制における、19才までの男子の義務教育を担う機関としての青年学校の存在があった。教育刷新委員会に青年学校長の立場から委員として参加していた牛山栄治は、第二特別委員会の提起に補足して、「青年学校は今十九才迄は義務制になっておりますが、それをこういう民主主義の世の中になりまして、大衆青年の教育の機会均等を阻害するような教育制度又は教育水準を引下げてしまうようなことがあってはならない」（総 p. 241）と述べている。青年学校における19才までの義務教育制という「既成事実」をいわば盾にとって、六・三を超えた段階について、勤労青年を収容するパートタイム学校についてのみ義務制を適用するという奇策がはなされたのである。しかし青年学校を持ち出して自らの主張の根拠とする戦略は、会議出席者のさらなる困惑を生みだしたものと想像する。なぜならこの審議に先立つ第4回総会において、米国教育使節団報告書の「六・三制」勧告に従えば青年学校廃止は当然の理、という発言が多く見られ、その軍国主義的性格からしても廃止が自明の理となっていたからだ（たとえば関口泰の発言「今までの青年学校をその儘残してこれに手を加えるというだけの値打はないじゃないか。初め青年訓練所から実業補習学校と一緒にになって青年学校になった時から既に軍国主義的教育の温床になって居たとすれ

ば、今後は寧ろ打切ってしまった方が宜いじゃないかと考えられます」(総 p. 71)。

この中間報告第五項のもつ意味を、米国教育使節団報告書との関連においておさえておきたい。すでに明らかなどおり、この第五項は、米国教育使節団報告書における「上級中等学校」に関する記述の部分がはらんでいる矛盾、すなわち機会均等の建前とは裏腹な「上級中等学校」の閉鎖性という問題に、呼応するものであった。第五項の主張者たちは、議論の過程で米国教育使節団報告書に関する目立った言及や参照を、ほとんど行っていない。この〈沈黙〉こそ、米国教育使節団報告書の矛盾を引き受け、自らの手でそれを乗り越えていくとする自負の念を表していると考えられる。またこの〈沈黙〉は同時に、米国教育使節団報告書の射程の限界、とくに外部から目の届きにくい社会の深奥の下層部分の把握の限界を反映してもいる。そもそも米国教育使節団報告書は、敗戦時点での日本の教育システムを、「大衆向け型の教育と特権的な少数者向けのもうひとつつの型の教育とに別れ」た「19世紀的なパターン」と断じていた。しかしながらこのシステムにおけるノンエリート大衆の扱われ方をもう少し注意深くながめると、内容はともかく少なくとも形式面において、「19世紀的なパターン」を徐々に脱して、ゆるやかにではあるが「包摂 inclusion」の方向へと向かっていたことが分かる<sup>4</sup>。その象徴が、青年学校における男子 19 才までの義務制であった。そこには軍国主義の影がちらついていたことは紛れもない事実であったが、それでもなお、中学校、高等学校、師範学校、各種実業学校、専門学校の何れからもはじき出された 14 から 19 才までのすべての青少年を収容するという理念は、米国教育使節団報告書が賞揚する機会均等や単線型教育とそう遠くない位置にあったものと考えられ、決して「19世紀的なパターン」と呼ばれるような時代錯誤のものではなかった。しかし残念ながらその点が、米国教育使節団報告書には正しく反映されなかった。だからノンエリート青

年の教育問題は、米国教育使節団報告書の手がとどかなかつた未開拓領域のようなものである。第二特別委員会の中間報告第五項はその領域に展開し、一見すると米国教育使節団報告書による「上級中等学校」をめぐる勧告に反するような提案をしたように見えるが、実際はその矛盾に立ち向かうことで、結果的に大きく見れば、「あのレポートを能く検討して、その精神をこの新教育制度の上に活かすべき」(総 p. 75) という牛山栄治の言葉通り、機会均等というその原理を守りぬく方向に大きく踏み出したのであった。

### (3) 第二回中間報告第五項制定の「舞台裏」：第二特別委員会会議録から

ここで時計の針をいったん戻し、中間報告がもっぱら審議の対象となった第二特別委員会のほうに目を転じてみよう。第二特別委員会で、第二回中間報告第五項として結実する、パートタイムの「上級中等学校」の義務化問題が議題に取り上げられるのは、第 8 回から第 13 回までの六回に及んだ。ここでの議論をフォローしていこう。

議論の口火を切ったのは主査・戸田貞三であった。

「新制中学校の上の学校としてはまあ今迄の三年制の高等学校というものが一方に考えられる同時に、高等学校は義務制にする訳に行かないから、十六歳以上の者を何歳迄か収容する今の青年学校本科に該当するようなそういう学校を一本作りそこからは学校系統は二本建にする」(二 p. 303)。

ここで戸田が示した大枠は、旧制度の青年学校に相当する学校制度をいかに保障するかという問題提起であり、それ自体は純粹に制度論的な、ニュートラルなものである。その後六回にわたり交わされた議論においては、こうした制度の意義や価値づけが積極的に検討されることで、大枠にさまざまな豊かな内容が盛られていくことになる。以下では①パートタイム高等学校が必要な根拠をめぐって、②パートタイム高等学校成立のために必要と思われる要件、③実質的に制度を引き継ぐことになる旧青年学校への評価、の三点にしぼって議論を見ていくことにす

<sup>4</sup> 1930 年代後半の総力戦体制構築の過程で、あたかも戦後改革を先取りする「かのうな」、より包摂的な教育制度変革が構想されていたことが指摘されている。当時最も精力的に制度構想を行った教育学者の一人、阿部重孝に注目した大内 (1995) を参照のこと。

る。

まず、従来の青年学校に相当する、勤労青年を収容する学校が要請される理論的根拠をめぐってである。ここでも主査の戸田がまず議論の大枠を示している。「義務づけるということは、青年になる迄はそれ等の者は教育を受ける権利を持っておるのだから、少くともそれ等の者には少くとも普通教育は授ける義務がある」（二 p.369）。これを受けて城戸幡太郎が、勤労義務との関係をより強調しながら呼応している。

「兎に角憲法の方には勤労の権利があると同時に、一方義務を持っておる。勤労の義務を負うならばあの年齢の者は皆使われる。勤労する。そうすると一方使っている人の立場からいえば、全然教育は受けさせないで、使うだけの方が有利だということにでもなって来れば、その青年達は、教育を受けたいという意欲があれば当然教育を受ける権利を彼等は主張する。そういう場合に何とかして義務教育ということを与えてやりたい」（二 p.370）。

上の城戸の主張には、いくらか注釈が必要だ。別の箇所で城戸は、勤労即教育論ともいべき主張、すなわち働くことそのものが学びの経験だという趣旨を述べている。上の城戸の議論も、この主張を念頭において理解する必要がある。「学校の教育のやり方をもう少し考えて見れば、フルタイム、パートタイムということでそんなに学力差を考える必要はないじゃないかと思います。勤労して居りながら学校に出る、パートタイムで出るといつても勤労そのものの仕事をもう少し教育的に考えて来れば却ってその方が効果がある場合もあるし、又フルタイムといつてもフルタイムの或る授業は本当に勤労として誼いということが或は必要になって来るかも知れないということで…」（二 p.305）。「現在の日本の情勢から考えて、フルタイムで教育を受ける者にしても矢張り生産と勤労というものをもっと重視して行かなければならぬから、その点は余り差別待遇を考えないで、十八歳迄は、国民教育の完成に向って出来るだけ教育効果を平等に与えてやるという気持で行かな

ければならぬ」（二 p.306）。「問題は今迄のような学科本位の教育が果して認められるかどうかということで、今迄の学科主義の教育というものはこれからは変えて行かなければならぬじゃないかと思うのです。〔…〕フルタイム、パートタイムということではなく、矢張り勤労を通じて実際生活と関係のある知識を獲得して行くということになれば…」（二 p.308）。城戸にとって、勤労は強い教育的意義を帯びた活動であり、それを行う場が学校の外（パートタイム）か内か（フルタイム）はこの際二次的な問題であるとまで論じ、十五歳を過ぎた勤労青年のための教育機関の設置を強くせまっている。

また別の文脈で城戸幡太郎は、公民権との兼ね合いで義務教育の部分的継続を主張している。

「私の考えの基礎になっているのは年齢少くとも十八才迄、殊に少くとも公民権を獲得する迄の人に対しては、国民全体にその教育を普及させるべきだという考え方です。大学というものは或る特殊な技術を育成する為のもので、特殊な人間に限られておる。しかし、少くとも選挙権を得る迄の公民に対しては所謂、エデュケーション・フォア・トゥールという建前で行くのが、民主主義的な理想ではないかと思うのです」（二 p.365）。

選挙権を得る年齢に達するまでは、すべての者が何らかの教育機関に所属し続けなければならない、とする形式論が展開されている。この点とかかわって倉橋惣三が興味深い提言を行っている。このパートタイム教育機関修了者に、「公民資格」とも言うべきものを授与してはどうか、という提言である。「仕舞の方で、資格というような、上級学校入学資格という、学校へ入るという特定資格ではなくして、寧ろ何と申しましょうか、公民資格といいますか、というようなものにすることは出来ないか」（二 pp.351-352）。

さらに、社会秩序の維持という一種の社会防衛論の観点から、この制度の必要性を主張したのが牛山栄治であった。

「これは先生方に申上げる迄もないことですけれ

ども、犯罪年齢などを見ましても、満十二才から十八才までは非常にカーブが上っておりまして、それからストンと落ちますので、十五才で打ち放してしまう教育というものは意味をなさないので、非常に不都合だと思うのです」(二 p.366)。

牛山は青年学校校長の立場から、青年学校を代表する意味合いでこの会議に出席している。その牛山の口から、論拠の一つとして社会防衛論的観点が提出されていることの意味は、極めて重い。

最後に以下の佐野利器の発言は、論理以前の素朴な感情として、まがりなり現行制度として青年学校という、19歳までの義務制教育機関をもちながら、新制度にこれを引き継がないのは「勿体ない」とする気持ちを表したものである。

「実際今迄義務にやっていたものを今外すというのはまことに惜しいことであり、義務にする必要はあるんじゃないかと思うのです。[...]しかし憲法に合わせて月謝を取らないということになると実際成り立たないと思うのです。だから何等か表現を変えて憲法にも抵触しない。月謝も取れる。それで義務にしたい。こういうまことに虫のいい話でありますけれども、私はそういうつもりであったのです」(二 p.365)。

この発言は多くの人びとに共有された感情を代弁したものだが、それだけでなくすでに②の論点、すなわちパートタイム高等学校を現実に制度化するにはどのような要件を満たさねばならないか、というテクニカルな問題に踏み込んでいる。

それでは次に、当該制度実現にとって最大のネックとなった問題、すなわちもしも義務制を実施するとなるとその教育は憲法の規定に従い無償とせねばならず、財政上の問題が到底それを許さない、という困難をめぐる議論に目を転じよう。以下の城戸幡太郎の発言は、この制度の実現を強く願う立場から、なんとか憲法解釈を弾力化することで切り抜けられないかという彼の願望を表したものである。

「あの憲法の条文によりますと、法律の定める所に

よって普通教育を義務制とする。そして義務教育は無償とするとありますから、これは義務制と決まった以上は無償にしなければならないのです。だからそれでは無償でなくとも義務教育というものは成り立ち得るのかということが問題です。その点をはっきりして貰わないと、どうしても義務教育であれば無償でなければならない。こう言つてしまったらその点で非常に窮屈になると思う」(二 p.368)。

この城戸の表明に呼応して論点を深め、全面的無償／部分的無償の腑分けという論点を提出したのが牛山栄治である。

「考えて見ると憲法に於て無償といった場合にこれを、月謝だけが無償であるのか、それとも被服、学用品迄一切を給するのか。或は上級学校へ行った場合には、何処かへ勤めているような者にその保障迄やるのか、そういう風に無償の解釈を全面的か、月謝だけかという点に疑問があるのです。で無償という言葉にも色々の解釈があるわけですが、上級学校に於ては、その施設を國家が設けるとか何とかいう所で、学資の全面に亘る保障を避けるという方面に解釈すると、その解釈の技術によって、これは相当行くのではないかと思うのですが」(二 p.368)。

牛山のいう「学資の全面に亘る保障を避ける」という方面「[の] 解釈」とはすなわち、授業料を課する義務教育ということであり、常識的にみてこれは法制的「解釈」の範疇をはるかに超えた考え方である。実際会議の場においても、このアイデアは全く誰からもかえりみられていない。しかしながらこの議論は牛山の意図とは全く反対のベクトルで、すなわち無償という言葉の意味するレベルをより高次にすること(彼のいう「全面的無償」)も射程に含んでいる点で、きわめて今日的示唆に富んでいる。実際同じ文脈のなかで城戸幡太郎は、敗戦までの国民学校においてさえ、実態は「全面的無償」からはほど遠く、無償の概念が空洞化していたことを次のように暴露している。「実際問題としては、国民学校は今無月謝

ですけれども、保護者会に出しておる金の方が相当なものなんで、私立学校と同じです。あの金で実際の教育は賄っている（二 p.373）。こうした公教育における事実上の「私教育」的部分、すなわち私費負担部分の存在は、戦後の時代的進展とともに肥大化の一途をたどり、21世紀初頭の「格差社会」のなかで極限状態にまで達しつつあるのは周知の通りである。このような極めて現代的トピックの萌芽が、敗戦後間もない時期に精力的に議論されていたのはまことに興味深い。

さて憲法における義務教育無償規定のクリアの問題であるが、結果的には城戸や牛山の望んだような拡大解釈は、特別委員会全体の受け入れるところとはならなかった。陪席していた文部省係官も、何度もとなくその不可能性を口にした。つまり、敗戦までの青年学校のような、義務制のパートタイム教育機関を確固として設置する、という論はついに得られなかつたのである。しかし城戸、牛山を中心とした強い声に押され、その「精神」だけは、「十八才までの者には一週間に何時間、或は一年を通じて何時間普通教育を施すものとす。それで誼いでしよう」（二 p.394）という戸田貞三の折衷案のなかに盛り込まれることとなつた。関口泰三が「一ヶ年少くも二百五十時間以内の普通教育を受けるべきものとすること」（二 p.397）と具体的な時間数を入れた提案をし、牛山栄治もこのあたりが潮流と見たのか、「本科は百八十時です。是は「男女十八才未満の者は一ヶ年一定時間の普通教育を受けるものとすること」ということでどうでしよう」（二 p.398）と賛意を示す提案を行い、ついに第二特別委員会の議論の幕が下ろされることとなつたのである。

それでは本節の最後に、この当時の青年学校が、いかなるまなざしのもとに晒されていたかという③の論点にかかわって、第二特別委員会で牛山栄治が青年学校を代表する立場から、語った言葉を紹介しておきたい。

「青年学校自体に本質的に魅力がないというのじゃない、無理矢理に周囲の人が魅力のないものに拘え上げて居るのです。例えば東京都のような所でも予算が一校当たり年額七百円か、八百円しかな

い、学校経営の予算が。私の学校でも四百人、八〇%以上の出席率ですが、昨年の学校予算が百円でございます。これはもう驚くべき薄遇を受けて居るのです。それに保護者会なんというものは青年学校にはありませぬ。それから校舎は借物でございまして、自主的の運営は全く出来ませぬ。〔…〕これが全国の青年学校の今のみじめな姿なんでございます」（二 p.355）。

「そういう青年学校に誰がしたかということになる。世間の認識しない人達が青年学校を寄つてたかって魅力のないものにして居る。或は教員が悪いというけれども、悪い教員でなければ入り得ないような予算と設備と教育内容に拘え上げて居るのです。手を縛り、足を縛って川へ抛り投げて泳げと言つて居る。悪い事実を拘えて置いて、悪いと国民に言うことは不都合な話です」（二 p.395）。

多くが旧社会秩序における学歴エリートが占めた教育刷新委員会において、軍国主義と短絡的に結びつけられるがちな青年学校は、常に懷疑と偏見の目にさらされ続けた。そうしたなかで、青年学校が置かれていた立場を「手を縛り、足を縛って川へ抛り投げて泳げと言「われる」」ほどの理不尽さにたとえた牛山の言葉こそが、米国教育使節団報告書が残した「その他大勢85%」のノンエリート青少年たちの教育という宿題に、取り組んでいく道をひらくものだったのである<sup>5</sup>。

#### （4）第五項に対する疑問・反対論と再反論：再び総会の議論

それではふたたび、視線を総会における議論へと戻そう。

パートタイム高等学校に限り義務制とする、という第二特別委員会の中間報告第五項の提案は、各方面からさまざまな疑義が出される性質のものでもあ

<sup>5</sup> 青年学校関係者が戦後教育における「民主化」の実質化に大きく寄与した事例として、倉石（2009; 第6章）は高知県における福祉教員制度の創設プロセスについて論じている。青年学校教員養成所を卒業し、敗戦まで県内各地の青年学校で、同和地区青年の出席率向上の取り組みなどで実績を上げながらキャリアを積んだ福岡弘幸が、戦後、地元である野中部落を拠点に長久・不就学対策のため特別教員配置の陳情を重ね、ついに制度の実現を勝ち取ったことは、戦後教育史上大書されてしかるべきエピソードである。

った。第12回総会における文部省学校教育局長日高第四郎の疑問は、その意味でもっともなものであった。日高はまず、パートタイム高等学校における教育内容が、憲法に規定された普通教育という要件と合致するかについて質し、次に財政上果たして義務化が可能かについて懸念を示す。そして最後に次のように述べる。

「文部省としてではなく、個人的な考え方かも分かりませぬが、現在の青年学校の義務制というものと特別な聯閥があつて義務制になって居るのではないかという疑いを、私個人では持つて居るのであります。そういう事実が既成事実としてあるから、義務教育の年限を少しでも含めては（縮めては？）ならないということが、現在の客観的な情勢から果たして言えるものかどうか」（総 p. 277）。

また教育刷新委員会副委員長の南原繁も、第五項に對して疑義を唱えて日高に加勢している。

「今度の新しい委員会の案としまして、義務教育というものの年限が変りまして、正式のフルタイムの奴が六年の上に三年、この三年という所謂新中学というものは全くフルタイムでちゃんとやる訳です。そうしますと、今の青年学校でやっていったようなパートタイム的な学校教育の年限に較べますと、三年をみっちりやれば、何等かに相当するものをやる訳で、そうして見ますと現在の青年の十八才というもので抑えるという趣旨がなくなる。普遍的に九年間義務教育というものを全青年に課するということを考えると、必ずしも今の青年学校というものとの年齢の標準は考える必要はない。更にもう一つの問題は、やはり日本の家庭の財政、教育費ということも考えてやらなければならぬ」（総 p. 281）。

やや奇異な觀をうけるのは、ノンエリート大衆の側に立って第五項を主張する側ではなくそれに真っ向から反対する立場に立ち、また自身も東京帝国大学総長としてノンエリート大衆と対極の位置にある南原の口から「日本の家庭の財政、教育費ということ

も考えてやらなければならぬ」という言葉が漏れています。また第16回総会でも南原は反対論をぶっている。

「この高等学校というものは全国的に普及しまして、町村にも原則として、パートタイムながら置かれ、それが全部義務になり、その上は大学だけであります。そうすると、日本の国民というものは高等学校迄は全部兎に角教育を受けておる。後は大学だけだ。こういうことが日本の国民に対して要求されてよいものかどうか」（総 p. 395）。

この南原の主張に込められているのは、一方で義務教育年齢が18才まで引き上げることで大学の相対的価値が低落することへのエリート主義的警戒の念と、他方で義務教育を、権利よりは「国家から国民への要求」という強制＝権利侵害の位相で捉えるリベラリズム的発想である。ちなみに、委員長の安倍能成も採決において第二特別委員会案に反対票を投じている。

以上のような反論に対して再反論の論陣をはつたのが、主に主査の戸田貞三と牛山栄治であった。特に、再反論を試みるなかで牛山の口から出た次の言葉は興味深い。

「民主日本のこういう風な時代に遭遇して、この九〇%のものを、是が教育の機会を希望者は誰でも与えられるというのに、その希望を与えないような状態に置いてしまったら大変じゃないかと思うことが一つと、又軍隊教育というものが、その目的方法に於ては誤って居たとしても、日本に於ける有力な教育機関であったことは、是は事実であろうと思います。それを、日本では十五才までの子供を掴むというような機会はあっても、それ以上のものは、百人中ほんの四、五人の者を掴むだけで、その後にないのであります。之を国家が十八才という青年層を掴む機会を永久に失うということは、是は現在掴んでいないならば宜いのですが、義務教育で掴んで居るのですから、その掴む機会を軍隊を失った以上に、更に掴む機会を法制的に離してしまうということは、是は

非常に大きな損害じゃないかと思うのでございます」（総 p. 283）。

ここで牛山が、「掴む」という言葉を頻繁に持ちながら言い表そうとしていることは何か。それがどんなに問題点に満ちていようと、軍隊は事実上有力な青年教育の機関だったのだという言説は、青年学校校長としてノンエリート青年大衆に極めて近い位置にいた牛山の言葉として聞くと、リアリズムと迫力を帯びてくる。ちなみに興味深いことに、牛山と並んで青年学校を代表する立場で委員会に参加していた小平青年学校長の有賀三二もまた、第 11 回第二特別委員会の席上で「掴む」という表現を用いて、勤労青少年教育の充実をうたっていた。

「私としましては、各委員のお説のように、どうしても勤労青年の教育であります故に、保護者或は雇傭者、斯ういったものの義務付けられた勤労青年の教育といったものにならなければ、折角從来から考えております青年期の教育といったように、何かそこに強固な確立がなければ、其処に生徒を収容するといつても一義務付けられた収容といったようなことは、強ち言葉はいいかどうか判りませぬが、実際問題としましても義務付けて置かなければ、寧ろ中学校を卒業してその儘になり易いといったようなことになるのじゃないかと思っております。[…] そういった面からご審議を戴いて、是非何等かの意味で勤労青年を掴むといったような風に制度の改革のご考慮を戴きたい、斯う考えて居るのでございます」（二 p. 349、傍点は筆者による）。

ここで有賀が指摘しているのは、勤労青年を学校に引きつけておくことの困難さであり、義務制という制度のしばりがなければ、生徒たちも種々の困難に負けて「その儘になり易い」という現実の姿である。こうした生々しい「現実」は、米国教育使節団報告書の執筆者たちには知る由もなかっただろう。しかし戦後の青年教育はたしかに、有賀のいう原理的困難に加え、牛山のいう軍隊の消滅によって生じたマ

イナス状態という、厳しい条件から出発せざるをえないものである。こうした厳しい認識が第二特別委員会中間報告の第五項の背景にあったのである。特に軍隊の効用に敢えて言及した牛山の言葉には、米軍当局の心情を逆撫でするようなことまで含まれていたかもしれないが、それは米国教育使節団報告書の目が届かなかった日本の教育の最深部の問題に、いまこそ手をついているという自負心や高揚感のあらわれとも解釈できる。

この矜持の思いは、第二特別委員会の一員として趣旨補足を行った城戸幡太郎の次の発言にも感じられる。

「現在でもそういう立場から青年学校が義務制となつて居る以上、此の義務制は諸外国の教育制度に対して日本の教育としては誇る点であると思いますが、之を一步退歩させる必要はないのであって…」（総 p. 299）。

ただ他方で、「掴む」という言葉に示された、ノンエリート大衆青年へのまなざしの性質について反省する必要はある。「掴む」の主語は第一義的には牛山たち教育者であろうと思われるが、「国家が十八才という青年層を掴む機会を永久に失う」という表現にあるように、国家もまた主語に据えられている。ノンエリート大衆青年をまなざす過程において、自己を国家に同一化させる姿勢が、南原や委員長の安倍能成に代表されるオールド・リベラルの間に強い嫌悪感を引き起こしたと想像されるのである。

#### 4 おわりに

本稿は『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録』を、米国教育使節団報告書を受けて日本側が起こしたアクションを知る重要な手がかりと位置づけ、それを手がかりに米国教育使節団報告書の「日本化 Japanizing」を考察してみた。

特にここで注目したのは、第二特別委員会中間報告の第五項のノンエリート大衆青年の処遇に関する提案とそれに対するアクションである。米国教育使節団報告書は九年間の義務教育を勧告したが、それ以後の「上級中等学校」については「希望者すべ

てに開かれる」という曖昧な規定にとどまり、当時の日本のノンエリート社会の現実に照らせば、機会均等の建前と裏腹に「上級中等学校」がノンエリート青年に閉ざされたものとなることは確実だった。この矛盾はまた、文明圏を異にする他国の教育状況の全貌をつかみ、改革の方策を提言するという米国教育使節団に負わされた作業の、途方もない困難さの帰結でもあった。

戦前・戦中においてノンエリート大衆青年と間に接する位置にいた、青年学校関係者を含む第二特別委員会は、パートタイム高等学校のみ十八才まで義務制とするという奇策を提案した。この提案は総会において、文部省当局やオールド・リベラル勢力を代表する委員から激しい反発を受けた。そしてそうした反対論への反駁において、米国教育使節団報告書が参照されることは皆無であり、むしろ反駁の盾となつたのは敗戦時点の学制において十九才までの男子の義務制をすでに実施していた青年学校の存在だった。軍国主義と強く結びついて想起される青年学校は、戦後息を吹き返したオールド・リベラルには特に唾棄すべき存在であつたし、何より占領下の日本において、占領軍当局も重大な関心をもって注視している教育刷新委員会において青年学校を持ち出すことは、大きな賭であった。この論陣の中心となつた牛山栄治はいみじくもこう述べている。「この委員会は、アメリカ側のレポートに拘束されたり何かする必要はないと、こういう風に仰いますが、静か

にレポートを読んでみると、教えられる点が非常に多いと思います。でありますから、あのレポートを能く検討して、その精神をこの新教育制度の上に活かすべき…」(総 p. 75)。牛山のこの言葉は、第二特別委員会中間報告第五項となって実行に移された。そしてそれは、「日本の教育者たちだけが、以上の任務を実行に移すことができる。他の教育制度は手引きとしては役に立つかもしれない、つまりそれらは、隸属性に模倣できるようなものではないということだ」という米国教育使節団報告書の呼びかけに応えるものだったのでないか。

たしかに結果的には、牛山らの願いにもかかわらず、この中間報告第五項はあくまで構想のみにとどまり、実際の教育制度設計には反映されなかった。しかしながら牛山らが担つた「日本化 Japanizing」の過程は、戦後教育改革に携わった多くの人びとに、勤労青少年の教育やノンエリート大衆の教育問題の重要性を喚起したであろうことは容易に想像できる。かれらが切り開いた第一歩が、やがて戦後の夜間中学運動(松崎 1979)、学校福祉を追求する運動(学校福祉研究会 1963; 倉石 2009)、スラムでの子どもの福祉向上をめざす運動(長久児童生徒援護会 1973; 小柳 1978)、同和教育や解放教育運動といった「足もとから」の教育の平等化・民主化を追求する流れへと続していくこととなつたのである。

## 一次資料

United States Education Mission to Japan [1946], *Report of the United States Education Mission to Japan: Submitted to the Supreme Commander for the Allied Power*. Tokyo 30 March 1946. in Hideo Satow, Eiichi Suzuki, and Gary H. Tsuchimochi (eds.) 1990 *The Occupation of Japan: educational reform in Japan, 1945-1952*, Part I, Congressional Information Service and Maruzen (マイクロフィッシュコレクション) 2-A-6  
 =鈴木英一・古野博明・土持法一・三羽光彦・佐藤秀夫・矢治佑起・小野雅章・明神勲・寺崎昌男訳(1991)  
 「米国対日教育使節団報告書(第一次) 訳文」佐藤秀夫研究代表『米国対日教育使節団に関する総合的研究』(戦後教育改革資料 10)、国立教育研究所、昭和 63 年度-平成 2 年度文部省科学研究費補助金総合研究(A)研究成果報告書、19-102 頁

日本近代教育史料研究会編(1995)『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録』第 1 卷(教育刷新委員会総会第 1 回-

## 52 米国教育使節団報告書の「日本化」に関する研究（2）

第 17 回)、岩波書店

日本近代教育史料研究会編 (1997a)『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録』第 6 卷 (第一特別委員会、第二特別委員会)、岩波書店

日本近代教育史料研究会編 (1997b)『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録』第 8 卷 (第五特別委員会、第六特別委員会)、岩波書店

### 参考文献

赤塚康雄 (1978)『新制中学校成立史研究』明治図書出版

長欠児童生徒援護会 (1973)『十二年史』長欠児童生徒援護会

Dower, J.[1999] *Embracing defeat: Japan in the wake of World War II.* W.W. Norton and Company= (2001)『敗北を抱きしめて：第二次大戦後の日本人（下）』三浦陽一・高杉忠明・田代泰子訳、岩波書店

学校福祉研究会編 (1963)『学校福祉の理念と方法』黄十字会出版部

苅谷剛彦 (2001)『階層化日本と教育危機：不平等再生產から意欲格差社会（インセンティブ・ディバイド）へ』有信堂高文社

小林平造(1981)「青年学校研究(3)：教育刷新委員会における青年学校問題」『日本教育学会発表要旨集録』NII-Electric Library Service

小関彰一 (2009)『日本国憲法の誕生』岩波現代文庫

小柳伸顯 (1978)『教育以前：あいりん小中学校物語』田畠書店

倉石一郎 (2007a)『米国教育使節団報告書のコミュニケーション論的解説』荒このみ・生井英考編『アメリカ研究の越境第 6 卷 文化的受容と変貌』ミネルヴァ書房

倉石一郎 (2007b)「米国教育使節団報告書の「日本化」に関する研究：文部省訳における“people”的訳され方に注目して」『Quadrante : クアドランテ：四分儀：地域・文化・位置のための総合雑誌』n. 9、東京外国语大学海外事情研究所、555-572 頁

倉石一郎 (2009)『包摶と排除の教育学：戦後日本社会とマイノリティへの視座』生活書院

松崎運之助 (1979)『夜間中学：その歴史と現在』白石書店

尾形利雄・長田三男 (1967)『夜間中学・定時制高校の研究』校倉書房

大村恵 (1989)「戦後改革における統一的青年期教育像の成立：高等学校定時制課程制度理念の形成過程」『教育学研究』日本教育学会、vol. 56、n. 4、342-351 頁

大内裕和 (1995)「教育における戦前・戦時・戦後：阿部重孝の思想と行動」山之内靖、J. V. コシュマン、成田龍一編『総力戦と現代化』柏書房

鷹野良宏 (1992)『青年学校史』三一書房

土持ゲーリー法一 (1991)『米国教育使節団の研究』玉川大学出版部

(くらいし いちろう・東京外国语大学大学院総合国際学研究院)